

理念の統制的使用とその図式

Der regulative Gebrauch der Ideen und ihres Schema

稻垣 恵一

1 はじめに

『純粹理性批判』からカントの経験説を読みとろうとする時、われわれは先駆的感性論と先駆的分析論がカントの経験説である、と断定しがちである。実際に、これまでに刊行された『純粹理性批判』の註釈書を見てみても、その分析は先駆的感性論と先駆的分析論について集中して行われている。いくつか著名な註釈書を挙げてみよう。ペイトン『カントの経験の形而上学』は、先駆的感性論と先駆的分析論について詳述しているだけであって、先駆的弁証論の理念の統制的使用についてはほとんど論じていない⁽¹⁾。また、ノーマン・ケンプ・スミスの『カント「純粹理性批判」のための註釈』は先駆的弁証論について触れてはいるものの、理念の統制的使用については先駆的感性論や先駆的分析論の記述ほどは詳しくはない⁽²⁾。また、ヘンリー・アリスンは「カントの先駆的対象の概念」において分析論に関してカントの経験説を展開するのみであって、先駆的弁証論にまで議論を展開していない⁽³⁾。こうした研究史的な事実を回顧しただけでも、われわれは本来、カントの経験説にとって看過すべからざる理念の統制的使用を無視している、もしくは軽視している解釈が多いことを見て取ることができる。しかしながら、カントの経験説は与えられた現象をカテゴリーによって思考して終わるものではない。言い換えれば、感性と悟性のレヴェルで終わってしまうのではないのである。実際に先駆的弁証論においてカントは次のように語っている。「われわれのあらゆる認識は感官から始まり、そこから悟性へと至り、そして、理性において終わる。直観の素材を加工し、それを思考の最高の統一のもとへともたらす、理性を越えたいかなる高次の認識もわれわれのうちには見出だされない」(A298/B355)、「われわれは悟性認識をその全領域という仕方で認識するとき、理性が完全に固有

に意のままにし、達成しようとすることは、認識が体系的なこと、すなわち一つの原理から認識を関連づけることである。この理性統一は、つねに一つの理念、つまり認識の全体の形式の理念を前提するが、認識の全体は部分の特定の認識に先行し、ある部分と他の部分との位置と関係をア・プリオリに規定する制約を含むのである。従って、こうした理念は悟性認識の完全な統一を要請する。そうすることによって、悟性認識は偶然的な集合体にならずに、必然的法則に則って連関する体系になるのである」(A645/B673)。

にもかかわらず、ペイトン、スミス、アリスンが理念の統制的原理を軽視してきたのには次のような理由が考えられるのである。それは、先驗的感性論と先驗的分析論から明らかにされた、われわれは現象だけを認識しうる、という結論を前提にして、人間は魂の不死や自由、神を認識することはできないということを先驗的弁証論は導いている、という解釈である。つまり、その解釈は、先驗的弁証論は形而上学的な問題の解決が不可能であることを示すこととどまるだけで、経験説にはいさかも関係がない、ということを意味しよう。「先驗的弁証論」を読む限り、たしかに理念の統制的原理が「先驗的感性論」や「先驗的分析論」の場合のように、経験説の主要なトピックとして表立って論じられてないし、また、それが論じられている紙数も「弁証論」全体から見れば僅かにすぎない。しかし、「先驗的弁証論」の批判的解決が理念の統制的原理によって貫かれており、そして、理性の批判の後に理性の正しい使用としての統制的原理が論じられているところを見るならば、先驗的弁証論の積極的な面として理念の統制的原理をカントの経験説の構成要素として重視せねばならないのである。それ故に、クリングスの「理念は学問の構成要素である」⁽⁴⁾、「『純粹理性批判』の学問論的解釈は先驗的分析論に制限されることはできない」⁽⁵⁾という主張は、極めて正当な主張なのである。

理念の統制的原理をカントの経験説の構成要素として重視するとき、特に目を向けなくてはならないことは、理念の演繹論とその図式である。というのは、理念の演繹の達成こそが、カントの経験説を最終的に可能にしているからである。しかし、理念の演繹論においては演繹論と図式の区別が明確ではない。こうしたことは、純粹悟性概念の演繹論と図式で論じられていることを念頭において理念のそれを読んでしまうから生ずるのである。それ故、本稿の意図は、カントの議論に即して理念の演繹論及び図式の内実を明らかにすることを通じて、理念の演繹論は理念の図式において達成されていることを明らかにし、さらに、それらが不可分離であることを提示することにある。そして、その場合

に理念に対応する対象と呼ばれている「端的な対象 (Gegenstand schlechthin)」が図式を導くのに必要不可欠な役割を果たしており、この対象ゆえに理性は必然的な仕方で統制的に使用されることを示したい。

2 理念の図式の特異性

理念の統制的原理を語る際に、カントが理念の演繹論や図式について語っている事実はこれまであまり着目されてこなかったことは前節でも指摘したところである。「演繹 (Deduktion)」というと、われわれは「先驗的分析論」における先驗的演繹論や図式論を思い出すであろう。カントに依れば、先驗的演繹論は「概念がア・プリオリに対象といかにして関係しうるかという種の説明」(A85/B117) であり、純粹悟性概念の図式論は「悟性概念をその使用において制限する感性のこの形式的で純粹な制約」(A140/B179) を伴った「悟性の手続き (Verfahren)」(A140/B179) である。つまり、先驗的演繹論とはア・プリオリな純粹悟性概念がいかにして対象にア・プリオリに関係しうるのか、を論じているのであり、図式論は感性へと制限される純粹悟性概念がいかにして現象へと適用されるのか、を論じているのである。先驗的演繹論と純粹悟性の図式論の関係は極めて理解しやすいものである。なぜなら、一方、純粹悟性概念は知性的であって、他方、現象は感性的であるから、知性的かつ感性的な媒介的表象によってその関係が提示されない限り、与えられた現象にのみ使用されたときに妥当性を持つという先驗的演繹論による信任状だけでは不十分だからである。前者が純粹悟性概念の経験的対象に対する権限を示すのに対して、後者は前者を前提にして純粹悟性概念が具体的に感性と関係づけられるのである。

それに対して、理念においては純粹悟性概念の先驗的演繹論のような演繹論は本来、望むべくもない。なぜなら、純粹悟性概念にはそれに対応する客觀つまり現象が必ず与えられるが、理念にはそれに対応する客觀は決して与えられないのであるから。それ故、そもそも理念とそれに対応する客觀との関係付けの演繹論——これはカントに依れば「客觀的演繹」(A336/B393) と呼ばれているのだが——は存在しないのだ。しかし、理念は統制的に使用される時には悟性認識に対して使用されるのであり、その限りにおいて理念は悟性認識と関係づけられていなければならない。それ故、「われわれはわれわれの理性

の本性からの理念の主観的導出 (Anleitung)⁽⁶⁾ を企てることができる」(A336/B393)。ここでカントが「主観的」と言うのは、理念がそれに対応する客觀と関係づけられるという意味ではなく、理性能力の本性にもとづいて理念が悟性に関係づけられる、という意味である。つまり、それは、理性が統制的に使用される場合に、理性がいかにして機能するかに定位して、という意味なのである⁽⁷⁾。だからこそ、カントは基本的に理念と悟性認識との関係付けを主観的演繹とは呼ばずに、主観的導出 (Eine subjektive Anleitung) (A336/B393) と呼んだり、理念の図式を図式の類似 (Analogon) (A644/B692) と呼んだりするのである。たしかに「人間理性の自然的弁証論の究極意図について」の冒頭でカントは、「純粹理性の理念がたとえただ未規定であろうとも客觀的な妥当性を持つべきであって、たんに空虚な空想 (entia rationis ratiocinantis) を示すべきでないならば、理念の演繹論はまさしく可能でなければならない」(A669,670/B697,698) と述べ、理念についても「演繹論」という言葉を語っている。しかし、前者は悟性の演繹論と理念の演繹論が区別されるべきだ、という意味で、理念の演繹論を「主観的導出」と呼んでいるのであって、後者は純粹概念 (カテゴリー及び理念) が経験に対して使用されるためにはその妥当性が示されなければならないという意味で「演繹」という言葉が使われている。それ故、「主観的導出」「理念の演繹論」はコンテキストによって議論上、別の言葉で語られたにすぎないのであって、ア・プリオリな概念が経験認識と関係づけられる限りにおいて、「理念の主観的導出」は「理念の演繹」と呼ばれるに相応しいのである。

3 理念の論理的原理と先驗的原理

それでは、理念の統制的原理と図式の内実を具体的に見ることにしよう。理性とは、「特殊を普遍へと包摂する能力」(A646/B674) である。それ故、普遍が確実であるときには、そこから導出される特殊も確実であって、そうした理性能力の使用は「理性の必当然的使用」(A646/B674) と呼ばれている。それに対して、普遍が問題的に (problematisch) 想定されて、そこから特殊が導出される場合には、普遍が問題的であるのだから、特殊も問題的とならざるをえない。しかし、導出の論理的な手続きは確実である。こうした理性の使用は「仮設的な使用」と呼ばれている。理性を使用するとは、理念を対象に適用するこ

とを意味する。つまり、悟性認識の多様を体系的に統一することを意味するのである。カントは「悟性認識の多様の体系的な理性統一は論理的原理」(A648/B676)と述べている。悟性認識の多様を体系的に統一することがなぜ論理的原理であるのかと言えば、この理性的原理は悟性認識との関係を全く度外視して、ただ論理の規則に従ってのみ、普遍から特殊を導出するからに他ならない。つまり、悟性認識が普遍と特殊という秩序を持つかどうかを無視して、ただ理性は論理的に普遍から特殊を導出するのである。カントが論理的原理として列挙しているものは、「同種性の原理」「多種性の原理」「類同性の原理」の3つである。カントは同類性の原理として種の連続性の原則を説明する件で次のように述べている。「しかし、種の連続性のこの論理的法則（論理形式 [formarum logicarum]）は先駆的な法則（自然における連続性の法則 [lex continui in natura]）を前提し、それなしには論理的法則の指令による悟性の使用は過誤に陥るにすぎないであろう。というのも、種の連続性はもしかすると自然とは全く逆の道を取るかもしれないだろうから」(A660/B688) つまり、カントがここで述べようとしていることは、主観面にある論理がたとえ自然に対して種の連続性の法則を命じたとしても、それを命じられる側、つまり、自然がそういう種の連続性を持たないとしたら、論理的法則は自然を認識する道具立てとして不適切なものになるのではないか、ということである。それ故に、カントは論理的原理・法則は先駆的な法則を前提すると言うのである。

しかし、自然がそうした体系的な論理的原理・法則に対応する性格を持っているのかどうかを、経験的に知ることは可能なのであろうか。もちろん、身の回りを見れば分かるように種と類の関係を見て取ることはできなくもない。しかし、経験から論理的原理を導くという思考法を採用した途端に論理的原則は普遍性を持たなくなり、法則や原理であることを止めるであろう。それ故に、理性の論理的な原理が悟性認識を過誤へ貶めないためには、そしてまた、現実に悟性認識は過誤に陥っていないのであるから、論理的原理が必然的な仕方で悟性認識を体系的に統一するということを提示しなければならない。従って、先駆的な原理とは、「悟性認識を体系的に統一する」論理的原理を自然（悟性認識）と関係づける原理であると定式化できよう。そして、そのような関係づけが理念の図式である。従って、理念の図式が経験認識において必然的に成立している、ということは理念の演繹論が論証すべきこととなる。

4 理念の図式

理念の図式は、「先驗的弁証論」の付録のうち専ら「人間理性の自然的弁証論の究極意図について」という節で詳細に論じられているのだが、その前節である「純粹理性の理念の統制的使用について」においても図式について重要なことが示唆されている。先行してそれを見てみることにしよう。

「純粹理性の理念の統制的使用について」では上述した3つの論理的原理が先驗的原理を前提せざるをえないということが語られており、また、それだけにとどまっているのだが、カントは特殊化の論理的原理を説明する際に次のように述べている。「しかし、次のことは容易に見て取れる。すなわち、この論理的法則は特殊化の先驗的法則を根底におかないならば、意味と使用を持たないだろう。なるほどたしかに先驗的法則はわれわれの対象になりうる事物について異種性に関する現実的な無限性を要求しない。というのは、論理的原理は可能的分類に関して論理的領域の未規定をたんに主張するだけだから、論理的原理はその要求に対していかなるきっかけも与えないであろうから。」

(A656/B684) ここで注目すべきは、論理的法則と先驗的法則の違いが明確に語られており、しかも、論理的法則が論理的領域を治めている、ということである。論理的領域〔Die logische Sphäre〕という言葉はいさか曖昧ではあるが、この言葉を論理的法則の世界と解するならば、論理的原理は自然を無視して、ただただ論理的整合性を求めて認識を拡張していくはずである。カントが列挙した特殊化の原理という事例に即して言うならば、論理的法則は経験的認識から出発しても、究極的な特殊を求めて、論理的には可能であっても経験的には不可能な究極な特殊を指定することすらも要求するのである。このように考えると、先驗的法則を前提しない論理的法則は畢竟、第二アンチノミーのような事態を引き起こすのである⁽⁸⁾。しかし、論理的法則は常に究極的な結論（この場合であれば、究極的な特殊になろうが）を求めるのであり、それ自体に自らを抑制する機能はない。従って、論理的原理は自然によって、悟性認識へと適用領域について制限されなければならないのである。「純粹理性の理念の統制的使用について」では、論理的法則がいかにして悟性認識へと制限されるのかについては語られず、ただ「類の論理的原理は先驗的原理を前提し」

(A654/B682)、「先驗的法則はわれわれに生ずる各々の種の下に下位種を求め、そして、どの異種性に対しても僅かな異種性を求めるように悟性に課する」

(A656/B684) と語られるのみである。論理的法則が先驗的法則を前提するこ

とによって初めて理念が統制的に使用されるとすれば、論理的法則の適用領域が自然へと制限されることによって、その同じ内実の論理的法則が先驗的法則として使用されると解することができる。実際に「この論理的法則〔特殊化の法則〕は特殊化の先驗的法則が根底になければ、意味と使用を持たないだろう」(A656/B684) というコンテクストから分かるように、論理的法則と先驗的法則はその内実を一にして、一対一対応をしている。そして、両者の違いは、論理的法則は論理的整合性のみを求めるのに対して、先驗的法則は自然を可能にしているという点である。それ以外の内実は同じものである。そのように考えると、論理的原則の適用領域を自然へと制限するものが何であるのかが問われなければならないが、それについては「人間理性の自然的弁証論の究極意図について」が回答を与えてくれるのである。もっともここでも論理的法則の適用領域を自然へと制限するものが何かをはっきりとカントは語っていないし、語るべくもない。なぜなら、経験を超越した事物を認識することはできない、ということを先驗的感性論・先驗的分析論の成果から得ているのであるから。それ故、論理的法則を制限するものは何か、という問いは回避される。むしろ、論理的法則とその適用領域を制限するものの関係は、理念と理性及びそれに対応する対象の関係として語られるのである。それについて見てみることにしよう。

まずカントは「純粹理性の理念は、たとえ未規定にすぎないとしても客觀的な唯一の妥当性を持つべきであって、たんに空虚な考え出されたもの (entia rationis ratiocinantis) を示すべきではないとすれば、理念の演繹はカテゴリーに企てた演繹から極めてかけ離れていたとしても、可能でなければならない」(A669,670/B697,698) と述べ、純粹悟性の演繹から理念のそれを區別する。そして、理念の演繹とは「三種の先驗的理念（心理学的先驗的理念、宇宙論的先驗的理念、神学的先驗的理念）が直接にはそれらに対応する対象やその規定に關係づけられないとしても、理性の經驗的使用のあらゆる規則は理念におけるそうした対象を前提にして体系的統一へと到達し、経験認識をつねに拡張しはするが、決して経験認識に反対することはできない」(A671/699) ということを論証することである。それ故、理念の演繹論においては、理念が理念に対応する対象と直接に關係づけられなくとも、経験認識が可能であるために必然的に使用されなければならない、ということさえ論証されれば十分である、と言える。

三つの論理的原理が先驗的原理を前提するということはすでに述べたことであるが、この二つの論理的原理と先驗的原理はいかなる関係にあるのだろうか。

心理学的先駆的概念が心についての先駆的概念、宇宙論的先駆的概念は世界を無限に原因を追求しうるという先駆的概念、そして、神学的先駆的概念が世界の第一原因である神が存在するかのように世界を表象する概念である。3つの論理的概念は宇宙論的先駆的概念を前提して、そして、結局はそれらは究極的な世界の第一原因へと帰されるようにわれわれは思考するのであるから、3つの論理的概念はとりわけ宇宙論的先駆的概念と神学的先駆的概念を前提にすると言ってよい。それ故、とりわけ神学的先駆的概念が経験認識にとって統制的な概念として論証されれば、経験認識は確保される、と言ってよい。そして、この先駆的概念が悟性の諸認識に必然的に適用されるときに先駆的原理が、論理的原理が適用されうる自然を可能にするのである。

ところで、カントは「理念における対象 (ein Gegenstand in den Ideen)」と「理念に対応する対象 (ein der Idee korrespondierendes Gegenstand)」を区別しており、後者の対象は「端的な対象 (Gegenstand schlechthin)」とも呼ばれる。この区別は極めて重要であると言わなければならない。というのは、この区別は理性の使用法、つまり、理念が理念に対応する対象に適用されるか、経験的悟性認識に適用されるかによって区別されているからである。そして、この2つの区別はとりわけ神学的先駆的概念において際立つのである。神学的先駆的概念とは神の理念である。神の理念は次のように使用される。すなわち、「(神学に関して)われわれは可能的経験にのみつねに帰属するであろうすべてのものが、あたかも絶対的だが隈無く依存的な統一を構成するが、それでもつねに感性界の内部に制約された統一を構成するかのように考察しなければならず、また、しかし同時に、あたかも現象の総括 (感性界自身) が唯一の最高で十全な根拠を、つまり、いわば自立的で根源的で創造的な理性を感性界の領域の外に持つかのように思考しなければならない」(A672/B700)。しかし、この自立的で根源的で創造的な存在者が、その概念に対応する存在者として客観的に想定されるとすれば、たちまちにアンチノミーに陥るのである。ここでその概念に対応する存在者とは「端的な対象」である。われわれはアンチノミーの解決によって「端的な対象」は超越的対象であって、われわれにとっては認識されないものであるという結論を得ているのであるから、「端的な対象」は感性界の外へと閉め出されて、理念は悟性の諸認識を体系的に統一するのである。それ故、理念はそれに対応する対象、つまり、端的な対象が経験超越的であることによって論理的に必然的に経験の内部へとその適用領域について制限されるのである。そして、端的な対象は、超越的であることによって自らは経験から排除さ

れ、理念が悟性の諸認識へと向かう。その結果、諸認識はあたかも体系的統一を持つかのように表象される。こうした事態こそが、まさしく理念の図式と呼ばれるものなのである。そして、理念の図式が純粹悟性概念の図式と異なって、「図式の類似 (Analogon)」(A665/B693) 「実在する事物の類似 (Analogon von wirkliche Dingen)」(A674/B702) とか呼ばれるのは、理念はそれに対応する対象と関係づけられないにもかかわらず、諸認識が体系的統一を持つかのように表象されるからに他ならない。このことがまさしく理念の統制的使用の内実であって、理念の演繹論は図式とセットになることによって達成されているのである。

こうしたことから、理念の演繹論は図式 (Schema) はあるが、図式論 (Schematismus) がない理由も理解できよう。というのは、理念は、純粹悟性概念のように直接に対象を規定することはできないのだから、個々の理念を悟性の諸認識と関係づけることもできないし、ましてや、理念に対応する対象と関係づけることもできないからである。

5 むすび

理念の演繹論は端的な対象、つまり、理念に対応する対象がカテゴリーによって認識されない、というまさしくその根源的な事実によって、理念は悟性の諸認識を体系的に統一することが明らかにされた。さらに、そうすることによって、認識の体系的統一は図式として、換言すれば、悟性の諸認識が体系的統一を持つかのように表象されるのである。

ところでカントは「先駆的対象 (transzendentaler Gegenstand)」という言葉を「先駆的弁証論」の付録において二回ほど使用しているが、この言葉が「端的な対象」「理念に対応する対象」を意味することは容易に見て取られる。悟性の演繹論において先駆的対象は統覚の相関者として直観の多様の統一を必然的にする役割を担わされていた。しかし、悟性概念の演繹論においては統覚の統一という原理によって経験が説明されると、先駆的対象はいわば演繹論の表舞台から立ち去る⁽⁹⁾。それに対して、理念の演繹論においては先駆的対象が非経験的であることによって図式そのものが可能になっているのである。それ故、理念の先駆的対象は非経験的でありつつも、経験の可能性を説明するために不可欠な概念である。カントは次のように述べている。「統制的原理の必然性そ

れ自身そのものをわれわれは認識しているが、その必然性の源泉を認識してはいない。」(A676/B704) こうしたことは、先驗的対象の概念があつてこそ語りうることである。なぜなら、先驗的対象は超越的対象であつて、認識不可能であることによって理念の適用領域を制限する。その限りにおいて、理念の統制的原理の必然性を提示する。また、先驗的対象の概念は理念に対応するものという意味を担わされることによって、統制的原理の源泉の必然性の根拠をも意味するのだが、先驗的対象が認識不可能であることによって、統制的原理の源泉は認識されずに、われわれの認識の限界を確定する。それ故、先驗的対象が理性によって知られる（これは理念の構成的使用となるのだが）とはまさしく統制的原理の因果的根拠を求めるに他ならないのである。こうした思考は、経験そのものの根拠に対して可能的経験の領域でのみ使用されうる概念を使用するという点で超越的であることは明らかである。従つて、先驗哲学の使命は経験認識の原因を求めるではなく、むしろ、経験認識の必然性を求める事であると言えよう。カントは次のように述べている。「ひとは、理性は予め自然の偶然的な特性から理性の諸原理に則つてこの統一〔体系的統一〕を取り出した、と言うこともできない。というのは、統一を求める理性の法則は必然的であるから。なぜなら、その法則がなければ、われわれはいかなる理性も持つことはできないだろうから。」(A651/B679) ここでは、理性が理性であるために法則がなければならない、とカントが主張しているように思われるかもしれない。そして、それは理性がなぜ悟性認識を体系的に統一するのかをカントは十分に説明していないのではないか、と。しかし、そのような問い合わせることは、まさしくわれわれにとって超越的である、と言わなければなるまい。なぜなら、その問い合わせが理性の働きを因果的に説明せよ、と命ずることを意味するからである。むしろ、先驗哲学の特異性は、理念の演繹論を通じて、先驗的対象が知られないというその一点によって、経験そのものの根拠への探求から、理念の統制的原理の必然性およびわれわれの理性の限界を提示する方向へと目を転じたことにある。それ故、「その法則がなければ、われわれはいかなる理性も持つことはできないだろうから」(A651/B679) という言葉は、理性が、自らの限界を見たときに初めてカントに言わせた言葉なのである。

註

カントの著作からの引用はアカデミー版カント全集にもとづき、『純粹理性批判』第1版をA、第2版をBと記し、頁数をアラビア数字で示している。

- (1) H. J. Paton: *Kant's Metaphysic of Experience* (1936).
- (2) N. K. Smith: *A Commentary to Kant's Critique of Pure Reason*, Reprinted 1995, pp.543ff.
- (3) H. E. Allison: 'Kant's Concept of the Transzental Object' (*Kant Studien*, Bd 63, 1972)
- (4) H. Krings: 'Funktionen und Grenzen der transzendentalen Dialektik in Kants *Kritik der reinen Vernunft*', in: *Kant in der Diskussion der Moderne*, 1996, S. 239
- (5) Ebd.
- (6) この箇所はメリンの読み方に従い、導くこと (Anleitung) ではなく、導出 (Ableitung) の意味で読むことにする。
- (7) ここでの「主観的」は「個人的」「恣意的」という意味ではないことは明らかであろう。むしろ、理念はそれに対応する客觀を欠いているという意味で、「主観的」であるにすぎず、主観的であっても理念は必然的に経験認識において使用されるのである。
- (8) 第二アンチノミーでは、物質が無限に分割されるか否か、が問題とされているのに対して、ここでは悟性認識が無限に種へと分類されるか否かが問題となるので、事情は異なるかもしれない。しかし、問題の本質は第二アンチノミーと同じであろう。
- (9) 黒積俊夫『カント批判哲学の研究』名古屋大学出版会, p. 270.